



JASDAQ

平成 21 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 S B R
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史
(JASDAQ・コード2759)
問合せ先 総合企画室次長 佐野友義
電 話 03-5733-4492

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、特設注意市場銘柄の指定、
ならびに改善報告書の提出請求に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」という）より、平成 21 年 10 月 16 日付で当社株式の監理銘柄（審査中）への指定を解除する旨の通知を受領いたしました。また、新たに平成 21 年 10 月 17 日付で、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を本日受領し、併せて改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

当社は、平成 21 年 7 月 9 日付で「不正行為および不適切な会計処理による連結業績への影響額、および平成 21 年 3 月期連結業績予想との差異、特別損失の計上、並びに過年度（平成 20 年 3 月期）連結業績の訂正に関するお知らせ」を開示いたしました。

当社の平成 20 年 3 月期以降において不適切な売上計上等を行っていたことが判明し、過年度の有価証券報告書の訂正を行う予定である旨の開示内容を受けて、ジャスダック証券取引所より監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条第 1 号 a の (k)（上場株券が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 10 号 a 前段（「虚偽記載」）に該当すると認められる相当の事由があるとジャスダック証券取引所が認める場合）に該当することとなり、投資者に注意を喚起するため、平成 21 年 7 月 9 日付で監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。

その後当社は、平成 21 年 7 月 31 日付で、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期第 1、第 2、第 3 四半期までの有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出を完了し、平成 20 年 3 月期の各四半期、及び平成 21 年 3 月期の第 1、第 2、第 3 四半期決算短信の記載内容について訂正を行っておりました。

2. 監理銘柄（審査中）指定の解除

本日、ジャスダック証券取引所より受領致しました監理銘柄（審査中）の指定解除に関する通知は以下のとおりです。

| | |
|---------------|---|
| 監理銘柄 （審査中） | 平成 21 年 10 月 16 日 |
| 指定解除日 | |
| 監理銘柄 （審査中） | 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条第 1 号 a の (k)（上場株券が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 10 号 a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当しないと認めたため。 |
| 指定解除理由 | |

2. 特設注意市場銘柄への指定

本日、ジャスダック証券取引所より受領致しました特設注意市場銘柄の指定に関する通知は以下のとおりです。

指定日 平成21年10月17日
指定理由 (株)SBRが平成20年3月期から平成21年3月期に係る有価証券報告書等の訂正報告書を提出した件について、株券上場廃止基準第2条第1項第10号a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当するおそれがあると認められたことから、平成21年7月9日に監理銘柄（審査中）に追加指定し、当該規定に該当するかについて審査を行った。審査の結果、当該規定に該当しないと認めたものの、当該訂正の主たる要因が過去2年間に亘って同社金融サービス室において不正行為及び不適切な会計処理がなされていたことによるものであり、かかる不正行為及び不適切な会計処理を2年間に亘り看過していたことが判明した。このため、同社においては、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、株券上場廃止基準第5条の3の規定に基づき、同社株式を特設注意市場銘柄に指定するものである。

3. 改善報告書

本日、ジャスダック証券取引所より受領致しました改善報告書の徴求に関する通知は以下のとおりです。

提出期限 平成21年10月30日（金）
提出事由 (株)SBRが、平成20年3月期から平成21年3月期に係る過年度の決算短信等を訂正した件について、その主たる訂正の要因が過去2年間に亘って同社金融サービス室において不正行為及び不適切な会計処理がなされていたことによるものであり、かかる不正行為及び不適切な会計処理を2年間に亘り看過していたことが判明した。当取引所としては、重要な会社情報の適時適切な開示が、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の金融商品市場に対する信頼の根幹を成すものであることに鑑み、同社の内部管理体制及び重要な会社情報が適切に開示されなかった適時開示体制に改善の必要性が高いと認める。したがって、(株)SBRに対して、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めるものである。

当社は、市場の信頼を傷つけ、ジャスダック証券取引所よりこのような処分を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止めております。当社におきましては、信頼回復に向け、内部管理体制の改善に全社一丸となり誠心誠意努めてまいり所存でございます。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上